

平成20年度経営計画の評価

平成21年8月

宮崎県信用保証協会

宮崎県信用保証協会は、公的「保証機関」として、国及び地方公共団体の中小企業施策に即応し、各種政策保証に積極的に取組、中小企業者の資金ニーズに的確に応えていくことにより、中小企業者の健全な育成と地地域経済の発展に努めてまいりました。

当協会は、経営の透明性を向上させ、対外的な説明責任を果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価をおこなうとともに第三者による評価を受け、その結果について公表しております。

当協会の平成20年度の年度経営計画に対する実施評価は以下の通りです。

なお、実施評価に当たりましては、弁護士 郷 俊介氏、税理士 長谷川 浩平氏により、構成される外部評価委員会の意見・助言を踏まえ、作成いたしましたので、ここに公表いたします。

1 . 平成 2 0 年度経営計画の自己評価

1 . 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

県内の中小企業を取巻く環境については、年度当初、足踏みから弱含みの状態で推移していたも、昨年来の世界同時不況の影響が各業種に波及し、生産、雇用、消費全般に亘り環境は悪化しており、県内景気は一段と厳しさを増しており厳しい経営環境となっています。

(2) 中小企業向け融資の動向

県内所在金融機関貸出金残高は個人の住宅購入資金が堅調に推移しているものの、県内主要金融機関の中小企業向け貸出は景気が悪化しているなかで低調に推移している。

保証動向については、金融機関の中小企業融資が低調のなか、20年10月より取扱の緊急保証(セーフティネット5号)の利用増加により、保証承諾金額は前年比141.4%と大幅に増加しました。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

県内中小企業の資金繰りは、昨年度より建設業を主として厳しい状況が続いていたが、20年度下期より全業種で資金繰りが悪化しており特に製造業での厳しさが増加しています。

(4) 県内中小企業の設備投資状況

20年度の新規設備投資は、製造業では、パルプ・紙など前年度を上回るも、情報通信機械器具、科学などを中心に前年度を下回り、非製造業では農業などは前年度を上回るものの、リース、情報通信などを中心に前年度を下回っており、全産業では前年度を下回り、規模別では中小企業が前年比 11.3%と減少しています。

(5) 県内の雇用状況

雇用情勢をみると、従業員数判断は製造業、非製造業ともに過剰気味となっている。また、新規求人数は前年を下回り、有効求人倍率は21年3月で0.40倍と低い水準にあり、厳しさが増えています。

(1) 保証部門

広報の強化

年度はじめの保証制度御案内3000部の作成をはじめとして、随時、ホームページおよび保証月報へ必要事項の掲載を行ってきました。特に、緊急保証制度にともなう対象業種の拡大、相談窓口の設置等など、早急に掲載し中小企業者の利便性向上に努め、また各種説明会・研修会の開催は延べ50回を数え、前年の37回を大きく上回っており、広報の強化を行いました。

地方公共団体制度の充実

わかりやすく、使いやすくを目的に、県制度が全般的に見直しとなり、4制度21貸付が4制度13貸付に整理統合された。また、県制度においても緊急保証制度が創設され、セーフティネット保証の利便性が拡大し、県制度全体の利用は件数4,602件(前年度比153.2%)、承諾額51,939百万円(同169.8%)と大幅伸展しました。

政策保証の推進

緊急保証制度の創設にともない、各関係機関とも協力し9回の説明会を開催するなど積極的に取り組み、今年度のセーフティネット保証の承諾額は、2,722件38,380百万円となりました。その結果、全体の承諾額に占める割合は件数30.4%、承諾額40.9%を占めるに至り、中小企業者の資金調達に重要な役割を果たしてきたものと思われま政策保証全体の承諾としては、2,729件(前年度比2,067.4%)38,849百万円(同1215.9%)と緊急保証制度の影響で前年度比大幅増加となりました。

経営相談・再生支援の強化

・経営支援室(専任職員1名)の実績は、相談継続企業数は134企業(対前年比165.4%)毎月の折衝回数は100回程となりました。宮崎県再生支援協議会との連携による再生支援状況は同協議会が再生計画策定支援を完了した企業先(累計)28先のうち協会取引企業は25先となりました。宮崎県が主催する建設産業等経営支援協議会との連携については、同協議会開催支援チーム会議に4名の管理職を派遣し、83回の会議のなかで71回の会議に参加して建設産業等支援貸付27件169百万円を行いました。

・求償権消滅保証を1企業、21百万円を行いました。

第三者保証人非徴求の推進

今年度の承諾案件における第三者保証人徴求割合件数は、2.5%で全国平均値の1.8%(いずれも2月までの累計値)に比較すると若干の差はあるものの、第三者保証人非徴求の趣旨を充分踏まえ、積極的に取り組んだ結果と思われま。

(2) 期中管理部門

早期延滞の解消

延滞 2 回目の早期延滞先に対し、金融機関へ現況調査や督促を依頼し、延滞解消策を金融機関と協議したうえで、その結果を保証担当課にフィードバックし、延滞の抑制を図ってきました。督促案件は 281 件で、事故報告見込みを 30 件にまで減少させ、延滞解消に寄与してきたと思われま。また、条件変更も 1,922 件を処理しており、新規保証の 8,953 件と比較すると約 20% の割合になり、条件変更は延滞解消の主たる手段となっております。

大口保証先の定期的管理

保証債務残高 80,000 千円以上の大口保証先につき、CRD 分析による年 2 回の定期管理を予定していたが、緊急保証の開始にともない案件処理に忙殺され、7~9 月にかけての 1 回しかできなかったことは反省しております。その結果は、193 先実施(前回調査 185 先)して CRD 内容が好転したものが 31 件(前回調査比 7 件)、悪化したものが 63 件(同 14 件)、変化がなかったものが 99 件(同 9 件)とやや内容劣化傾向となったため、今後の動向に注意すべきものと思われま。

保証債務の全体像の把握と管理

CRD のスコア区分「カテゴリー 1~9」の分布構造調査による保証債務の質的全体像の把握を行いました。分布構造の切り口として、本支所別、人格別、承諾金額別などの 9 項目から調査を行った。今回の調査は、調査時期よりして CRD データ量の不足およびデータの欠如が認められ真の全体像とは乖離が生じていること。また、カテゴリーそのものが平均的保証料率の水準を保つような設計であるため、「カテゴリー 1~9」の分布構造調査では、本来の保証債務の姿が正確につかめないのではないか、など今後再検討の必要があることが判明しました。

(3) 回収部門

法的手続きの強化

平成 20 年度の法的手続き件数は 167 件となり、18 年度の実績(193 件)には及ばなかったものの、前年度の実績(162 件)を上回る(対前期比 103.1%) 手続を行いました。

平成 20 年度中の代位弁済企業 354 先のうち、178 先(構成比 50.3%) が「破産」等の法的整理を原因とする代位弁済であり、2 先に 1 先は代位弁済時に既に法的整理となっている現状から、代位弁済後に協会が法的手続を執る余地が乏しくなっております。

新規代位弁済口の早期着手

企画代弁課と連携して、代位弁済に至った経緯と現状を把握するため、毎月の代位弁済日以降一週間内に、当該月に代位弁済した個別案件毎に回収見込みや回収手段等を協議し、有効な回収手段等を検討しつつ回収に努めたが、大口代位弁済(1 企業 30 百万円以上の代位弁済先は、19 年度・29 先、20 年度・51 先)や保証人無しの代位弁済口の増加の他、法的整理企業の増加等に因り、初年度回収率は、5.99% と低調な結果となりました。

サービスの活用

平成20年度は、集中且つ効果的な回収に努めることとして、前期実績を下回る163件、923百万円（金額対前期比98.9%）の委託を行った結果、年間回収計画額95百万円を上回る100百万円の回収実績を計上しました。

一部弁済による保証人免除の実施

有効な回収手段として活用を図った結果、8件、15百万円の回収実績を計上しました。

コンビニエンスストアからの振込制度の導入

平成20年度から導入すべく努めたものの、事務手続に相当期間を要したため導入するまでに至らず、平成21年度からの導入となりました。

(4) その他、間接部門

コンプライアンス及び個人情報保護の徹底

・20年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス研修を全科目実施しました。また21年2月にコンプライアンス・チェックシートによるコンプライアンス意識調査を実施しました。個人データ管理の徹底については、「個人データ取扱状況の点検・監査実施要領」を制定し、20年7月1日より施行。各部署において、点検担当者により隔月に1回個人データ点検を行い、またコンプライアンス研修によって個人情報・個人データ保護の意識の強化を図りました。

保証事務管理体制の強化

・保証事務ミスの防止を図るため、業務内部において、研修会を6回開催。保証制度や保証料等について研鑽を重ねた。また電算による保証料返戻システムの改善等、事務改善に係るシステムの強化を図り、併せて管理職による事務処理チェック体制の継続徹底を行いました。

新制度へのシステム対応と管理コストの軽減

・共同化システム移行により、メーカー対応による新制度対応が可能となりましたが、管理コストの軽減を更に進めるため、共同化システムのあり方について九州共同化参加協会間で協議を開始しました。

3 事業計画について

当協会の平成20年度の事業概況については、県内景気が厳しさを増し中小企業を取り巻く環境が一段と厳しくなるなかで、20年10月から導入された緊急保証制度（セーフティネット5号）の影響にて年度保証承諾は、93,789百万、前年比141.4%、計画比146.5%となり、保証債務残高は、145,536百万円前年比115.6%、計画比113.2%となりました。

代位弁済は、587件、4,538百万円、件数前年比121.3%、金額前年比130.6%、計画比151.3%と大口保証取引先企業の代位弁済が増加したことにより、また業種別では建設業（対前年比174.9%）、小売業（前年比156.2%）製造業（対前年比164.2%）等の増加により大幅な増加となりました。

また、回収については、代位弁済の増加により求償権残高は増加したものの、大口担保処分減少、法的整理の増加（代位弁済の64%は破産等法的手続き）、保証人の非徴求等による求償権の内容の劣化等により回収額が減少、1,318百万円、前年比91.3%、計画比87.93%と2年連続の減少となりました。

4 収支計画について

20年度の収支状況については、保証承諾の増加に伴い保証料等が増加したことにより経常収支は増加したものの、保証債務残高及び代位弁済の大幅な増加、回収の減少等により、経常外収支が大幅なマイナスを計上したため差引額は216百万円となり、制度改革促進基金取崩をおこない収支差額変動準備金を取崩したことにより、当期収支差額は、4百万円となった（対前年比8.7%、計画比8.3%）。この収支差額の処理については、金融安定化特別会計が4百万円の収支を計上したことにより、基本財産の金融安定化特別基金に4百万円の繰入処理を行いました。

5 財務計画について

基本財産のうち基金は、平成17年度をもって県市町村からの出捐金及び金融機関等負担金の拠出要請を休止しており、前年と同額の7,148百万円となっております。

20年度は収支差引額がマイナスとなり、加えて金融安定化特別会計が収支プラスになったことにより、収支差額変動準備金を取崩すこととなりました。したがって、収支差額変動準備金は217百万円を取崩したことにより852百万円となり減少しました。

基本財産のうち金融安定化特別基金は、金融安定化特別会計の収支差額が4百万円と黒字計上となったため同額を繰入し、期末の金融安定化特別基金は288百万円となりました。

この結果、基本財産総額は12,854百万円となり、前年度に比べ4百万円の増加となりました。

外部評価委員会の意見

平成20年度の年度経営計画につきましては、保証部門は、国の緊急総合対策による緊急保証制度の導入に対して、広報、県制度の創設等、積極的且つ速やかな対応をされたことにより、保証承諾は対計画比146.5%の伸びとなっており、県内中小企業者の資金繰り支援に多大な貢献をされたことが窺われます。昨年度にお願いした中小企業者に対する広報活動につきましては、平成21年度経営計画に盛り込まれておりますので、推進をお願いするとともに、例えば中小企業者に接する機会が多い税理士等に対しても、説明会等による周知を図っていただくなど、更なる保証協会の利用促進に努力していただきたい。

期中管理部門においては、景気悪化の影響を受け基幹産業である建設業を中心として大口代位弁済が増加しており、計画比151.3%となっております。なかでも法的整理による代位弁済が増加しており、代位弁済の抑制に繋がる期中管理として、延滞の抑制を図るため関係先との協議により、返済金額などの条件変更にも積極的に対応され、また経営支援室への経営相談、再生相談も増加しているなど、評価ができるものである。今後も期中管理については、代位弁済抑制策としての重要性が増しており、より積極的な取り組みをお願いしたい。

回収部門においては、法的整理、無担保・第三者保証人がいない代位弁済の増加により計画比87.9%と低調な結果となっている。厳しい回収環境と思われませんが、サービスの活用等による効率的な回収策により回収に努めていただきたい。

その他、間接部門において、コンプライアンス及び個人情報保護の徹底については、理事会にて承認を得たコンプライアンス・プログラムに沿って役員を筆頭に、役職員間で各会議、研修が行われており、コンプライアンス意識の共有化、啓蒙が図られ、個人データ取扱状況の点検、監査実施要領や公益通報者保護規程の制定等により態勢の整備も図られている。コンプライアンスに係る事故への改善も図られ、苦情等についても、業務改善に役立つ要望ととらえ早期に対応されている。今後とも、コンプライアンス・プログラムに沿った研修等を積み重ね、コンプライアンスの徹底を図り、事故、苦情等に対しても迅速な対応に努めていただきたい。

景気の先行きが見えないなか、中小企業支援策として保証協会の果たす役割は大きいものがあり、今後とも緊急保証等の政策的な保証の推進、経営支援・再生支援等の各施策を積極的に行っていただくようお願い致したい。また平成20年度の収支においては、収支差額変動準備金を取り崩す決算となっており、期中管理、回収においても最大限の努力を行い、今後の中小企業支援に支障をきたすことのないように、経営基盤の充実に努めていただきたい。

2 事業計画

年 度 項 目	20年度計画	20年度実績		
	金 額	金 額	対計画比	対前年度 実績比
保 証 承 諾	64,000	93,789	146.5	141.4
保 証 債 務 残 高	128,573	145,536	113.2	115.6
保 証 債 務 平 均 残 高	125,512	129,732	103.4	106.4
代 位 弁 済	3,000	4,538	151.3	130.6
実 際 回 収	1,500	1,318	87.9	91.3
求 償 権 残 高	725	1,463	201.8	115.8

(注1) 代位弁済は元利合計値。

(注2) 実際回収はサービス委託分も含む。